

自然の多元的価値・人間/非人間の エージェンシー・ウェルビーイング

龍谷大学経済学部・教授 里山学研究センター・研究員

伊達 浩憲

環境保全をめぐる公共的討議においては、各アクターが、自然に対する自らの「価値（観）」をベースに意見を闘わせる場面が頻繁に生じる。「自然の価値（観）」をめぐる意見の対立を克服し、様々なアクター相互の共通理解を形成・構築していくためには、一元的な価値論に傾斜しがちな経済学の立場からも、「自然の多元的な価値（観）」を包含しうる方法論・アプローチを展望していく必要があるだろう。このような問題意識のもとに、本報告では、まず、現在IPBESにおいて議論されている「自然の多元的価値（観）」アセスメント方法論を概観し、次に、マーサ・ヌスバウムやアマルティア・センらのケイパビリティ・アプローチ（以下、CA）、特にエージェンシー（行為主体性）論によって、「自然の多元的な価値（観）」を捉えようとするればどのような展開が期待できるか、について論じた。

ヌスバウムのCAは、アリストテレス動物学や近年の生物学の研究成果にもとづいて、カントの契約主義とベンサム、ミルの功利主義を批判しつつ、動物を「それぞれの種としての繁栄を追求する能動的なエージェンシー」と捉え、「人間と動物との関係性を形成するための政治原理」、「動物の権原・権利」概念の確立へ向かっている。

センのCAは、貧困をケイパビリティの剥奪として捉え、基礎的なケイパビリティの平等、貧困削減のための「人間開発指数」に結実してきた。その一方で、センは、人びとのウェルビーイングの達成とエージェンシーの達成とを区別し、たとえ自己のウェルビーイングの達成水準が低下したとしても、エージェンシーの達成を得ようとする人びとの行動をも、経済理論の枠組みの中に包含しようとする。センは、ヌスバウムのように、人間以外の種にエージェンシーを認める議論を明示的にはしていないが、行為主体としての人間の非人間に対する責任、人間の「エージェンシーの達成や自由」を扱う多元主義的アプローチをとっており、彼のエージェンシー論を発展させていけば、人間と動物との相互作用にもとづく関係主義的な正義を問うことができるのではないかと考えている。